

第2節

子育て負担の軽減～教育無償化に向けた取組について～【特集】

20歳代や30歳代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由であり（第1-1-22図）、教育費への支援を求める声が多い。子育てと仕事の両立や、子育てや教育にかかる費用の負担が重いことが、子育て世代への大きな負担となり、我が国の少子化問題の一因となっている。

政府は2017（平成29）年12月8日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。このうち、「人づくり革命」については、無限の可能性を持つ子供たちのため、これまで段階的に実施してきた幼児教育無償化（第1-2-6表）を一気に進めるとともに、真に必要な子供たちに対する高等教育の無償化を実施すること等を盛り込んでおり、これにより、社会保障制度を全世代型へと改革し、

希望出生率1.8等の実現を目指すこととしている。それ以降、2018（平成30）年6月には「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、幼児教育、高等教育の無償化の対象範囲等について整理され、同年12月には「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意）において、それぞれの制度設計の詳細が示された。その後、2019（平成31、令和元）年通常国会（第198回国会）において、それぞれの実施に向けて「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）」、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」が可決・成立したところであり、本特集ではその概要について紹介する。

第1-2-6表 幼児教育の段階的無償化の取組

	負担軽減の内容
平成26年度	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限（年収約680万円まで）を撤廃
平成27年度	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯（年収約270万円まで）の保育料を9,100円から3,000円に引下げ
平成28年度	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度	幼稚園等の保育料について ・1号認定子どものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

1 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等 (無償化の対象)

これまでの幼児教育の無償化の取組を一気に加速化するものとして、幼児教育の質が制度的に担保された施設¹であり、広く国民が利用している幼稚園²、保育所、認定こども園及び地域型保育³を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料を無償化する（第

1-2-7図、第1-2-8図）。なお、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の対象とならない幼稚園については、新制度の利用者負担上限額（月額2.57万円）を上限として無償化⁴する。また、企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料を無償化する。

0歳から2歳までの子供たちの利用料については、上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化する。

第1-2-7図 幼児教育・保育の無償化のポイント

趣旨 → 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
※ 保護者が直接負担している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実にに向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。
- 2 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者及び利用者の実態調査を進めているところ。
- 3 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。
- 4 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。